

スキー場の行動規則（平成10年10月策定）

（財）日本鋼索交通協会、（財）全日本スキー連盟、（社）日本職業スキー教師教会、全国スキー安全対策協議会、日本スノーボード協会

- 1 他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない。
- 2 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- 3 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- 4 追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- 5 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
- 6 コースの中で座り込んではいけない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
- 7 登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- 8 スキーやスノーボードには、流れ止めをつけなければならない。
- 9 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示には従わなければならない。
- 10 事故に出あったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。